

# 役員報酬規程

社会福祉法人 和貴会

## 社会福祉法人和貴会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和貴会（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、常勤の役員については、俸給、特別調整手当、及び通勤手当とし、非常勤の役員については、俸給及び通勤手当とする。

(給与の支給)

第3条 役員の給与は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が給与の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(給与の締切日・支給日)

第4条 給与の締切日は毎月末日とし、常勤役員の俸給、特別調整手当、通勤手当は、その月の月額的全額を毎月末日に、非常勤役員の俸給、通勤手当はその月の分を翌月末日に支給する。

(俸給)

第5条 常勤役員の俸給月額は、次のとおりとする。

理事長 100万円以下

理事 50万円以下

監事 30万円以下

但し、当法人の職員を兼ね職員給与を支給している者の役員報酬については、別途月額50,000円を支給する。

2 非常勤役員の俸給日額は、次のとおりとする。

監事 3万円以下

(特別調整手当)

第6条 特別調整手当は、一般職の職員の給与規程に基づく調整手当に準じて支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、一般職の職員の給与規程に基づく通勤手当に準じて支給する。

(一般職の職員給与規程の準用)

第8条 この規程に定めのない事項については、一般職の職員の給与規程に準ずるものとする。

(評議員の報酬)

第9条 評議員の報酬は当規程第5条第2項、監事に関する規程に準ずる。

(実施に必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成17年11月1日から適用する。

この規程は、平成26年5月17日改定し、同日施行する。

この規程は、平成27年3月7日改定し、同日施行する。

この規程は、平成28年3月28日改定し、同日施行する。

この規程は、平成29年5月26日改定し、同日施行する。